

重症児の医療ケア地域で、県、体制整備乗り出す 開業医や訪問看護師、研修受け在宅支援へ

人工呼吸器や気管切開などの高度な医療的ケアを必要とする子供を地域で支える試みが、滋賀県内で始まった。県が「小児在宅医療体制整備事業」に乗り出し、11月には、専門知識を持たないために診察できなかった開業医や、訪問看護ステーションの看護師ら60人が専門医から研修を受け、重症児の「サポーター」として一歩を踏み出した。

近年、出生率が下がる一方で、500グラム以下の超未熟児で生まれてもNICU（新生児集中治療室）で生きられ、難病でも救命できるなど医療技術の発達で多くの命が助かり、医療に依存して生きる子は全

国的に増加傾向にある。

事業を受託するびわこ学園医療福祉センター草津によると、県内でも重症児者が1998年度には548人だったのが、2014年度には869人に、多くが在宅で暮らす。県内の専門病院が限られているため、かぜなど小さな病気でも長時間かけて主治医の診察を受けに行っているのが現状だ。

同センターの口分田政夫施設長（58）は「身近で診てもらえ、どんな重症の子も、支える家族も、安心して楽しく生きられる地域にしたい」と話す。

（京都新聞・滋賀版 2015年12月13日）

民間企業で働く障害者45万余人

厚生労働省が11月27日に発表した2015年の障害者雇用状況（6月1日時点）によると、民間企業で働く障害者数は前年比5.1%増の45万3,000人となり、12年連続で過去最高を更新した。全従業員に占める障害者の割合を示す雇用率は、0.06ポイント上昇の1.88%だった。

障害者雇用促進法の法定雇用率2.0%を達成した企業は47.2%で、前年から2.5ポイント上昇した。

厚生労働省では「大企業を中心に障害者雇用への理解が順調に進んでいる」と評価している。

企業規模別にみると、大企業ほど障害者雇用が進んでいる。従業員1,000人以上の企業では雇用率が2.09%、500人以上1,000人未満の企業では1.89%と、全体の平均を上回った。

（福祉新聞・第2741号 2015年11月30日）

補聴器でも2種免許 道路交通法規改正で来年度から

警察庁は12月10日、客を乗せるタクシーやバスの運転に必要な第2種免許の聴力要件を緩和することを決めた。来年4月1日に道路交通法施行規則の一部を改正し、補聴器を使っても90デシベルのクラクションが聞こえれば、同免許の取得を認める。聴覚障害者にタクシーやバス運転手就業の道が開かれる。

規則は、運転免許に必要な聴力を「10メートル離れた場所で90デシベルの警音器の音が聞こえる」と

規定。普通免許や大型免許では補聴器の使用者も対象にしているが、2種免許は補聴器を使わないことを条件としている。

2007年と09年に改正された道交法の付帯決議で、こうした規制の緩和を検討するよう求められたことを受け、警察庁が調査研究を実施。「問題ない」との結論を得たため、2種免許でも補聴器の使用者を対象に含めることにした。

（福祉新聞・第2744号 2015年12月21日）